

福島県消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

令和8年7月 福島県消費生活課

○根拠：消費者安全法（平成21年法律第50号）

→消費者の身体、財産を守る。事業者に対して消費者側に立つ。

○内容：高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置できる。

○福島県の協議会設置：令和2年10月19日

○県内の市町村の設置数：3市5町

設置効果

- ・個人情報保護法の例外規定が適用される。
- ・消費者被害の情報を消費生活センターへ速やかにつなぐことができる。
- ・消費者被害の情報を構成員で共有することで、被害の未然防止や早期発見による被害の拡大防止が図れる。
- ・消費者被害の発見から必要な福祉サービスを受けていない高齢者等を発見し、福祉サービスへつなぐことができる。

○「消費者安全確保地域協議会制度と重層的支援体制整備事業との連携について」
（令和3年10月厚生労働省社会・援護局地域福祉課長消費者庁地方協力課長通知）

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、消費者被害の防止に向け、見守りネットワークとの連携を十分に図っていただくことが重要です。

見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みを構築

- ・消費者被害の早期発見から事案解決へ
→消費生活センターによる助言、あっせん
- ・必要な福祉サービスへの円滑な移行
→消費者被害の発見をきっかけにした、生活保護、成年後見制度等の福祉的な手当てへのつなぎ
- ・ネットワークを活用した注意喚起・啓発
→増加するトラブル情報等を消費者に伝えることで未然防止

構成員間の個人情報の共有による実効性の確保

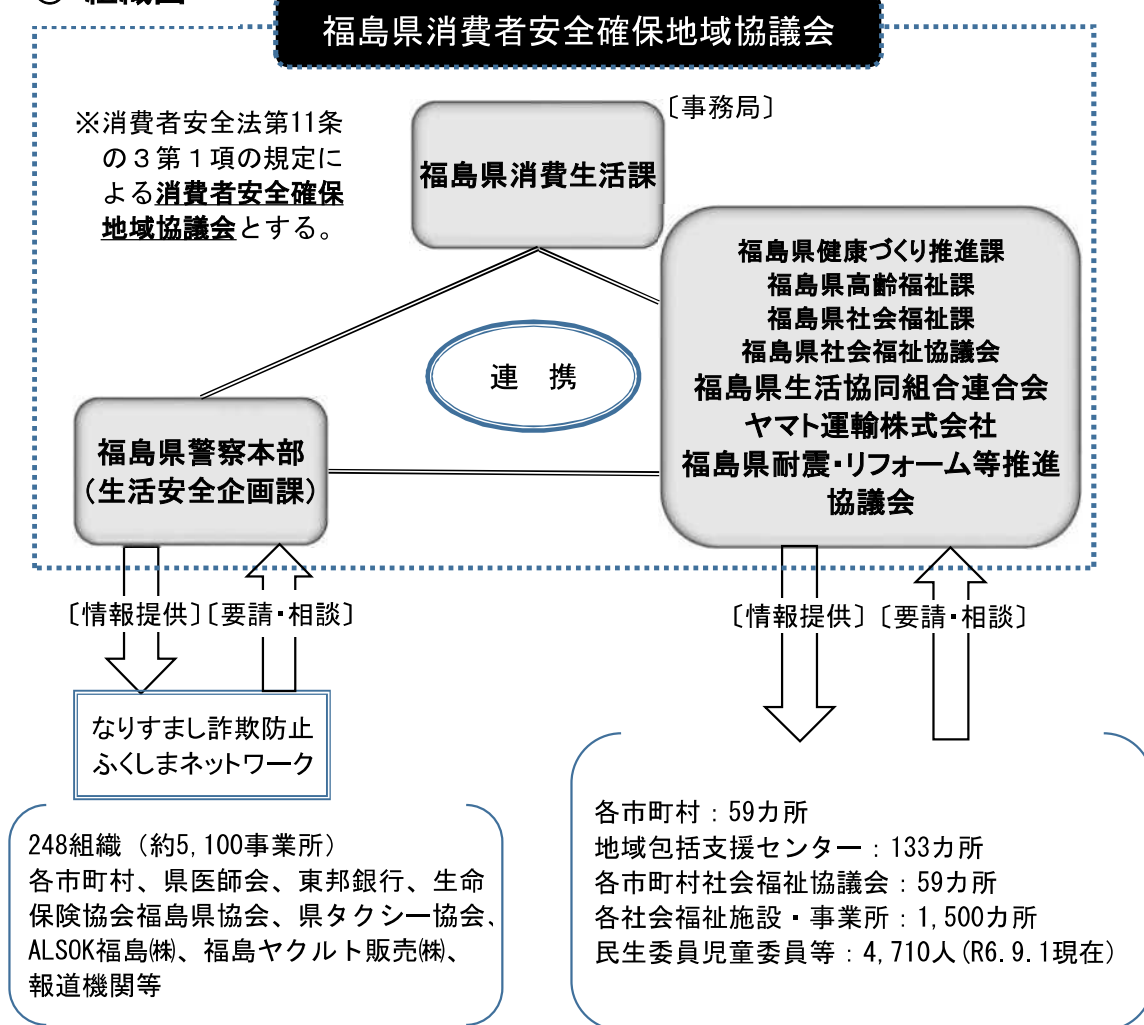
- ・個人情報を含めた情報共有による、トラブル事案への対応（個人情報保護法の例外規定）
→構成員の連携により個別の事案を解決
→本人の同意が取れない場合でも、消費生活センターへのつなぎが可能

福島県消費者安全確保地域協議会の概要

令和8年7月 福島県消費生活課

- ◎ 目的 高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者行政・警察・福祉の関係機関が連携して、高齢者等の見守り等必要な取組についての情報交換、協議を行い、関係機関・団体に必要な情報を提供するとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会づくりの機運の醸成を図ることを目的とする。（令和2年10月設置）

◎ 組織図



- ◎ 協議事項
- 1 高齢者等の見守り等に関する構成員相互の情報交換、調整に関すること。
 - 2 関係機関・団体に対する情報提供に関すること。
 - 3 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置、運営等の支援に関すること。
 - 4 その他、高齢者等の消費者被害の防止に関すること。